

戸籍の証明書等の請求書（狛江市以外の戸籍）

狛江市長 あて

年 月 日

※他市区町村の戸籍を請求する場合は顔写真付き公的機関発行の本人確認書類の提示が必要です

戸籍に関する証明は、法律に定めるところにより無料となる場合があります。詳しくは、窓口でお問い合わせ下さい。

注意事項は裏面に記載されています。

戸除原戸除原

請求者 (窓口に来た方)	フリガナ		生年月日
	氏名		大・昭・平・西暦 年 月 日
	電話番号	()	
	住所		
	本籍		
	筆頭者氏名	<input type="checkbox"/> 請求者本人	フリガナ
対象者	本籍	<input type="checkbox"/> 請求者欄と同じ	
	筆頭者氏名	<input type="checkbox"/> 請求者欄と同じ	フリガナ 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	対象者氏名	<input type="checkbox"/> 請求者本人 <input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	フリガナ 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
	請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属（父母・祖父母など） <input type="checkbox"/> 直系卑属（子・孫など）	
必要な戸籍の範囲	<input type="checkbox"/> 対象者の現在の戸籍 <input type="checkbox"/> 対象者の死亡記載がある戸籍 <input type="checkbox"/> 対象者が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍 <input type="checkbox"/> その他 { }		
使いみち	<input type="checkbox"/> 公的年金 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 ※左記に該当しない場合は記載不要です		
必要な証明の種類	戸籍（除籍）証明書 戸籍（改製原戸籍又は除籍）に記載されている方全員の証明		通
	戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号 戸籍（改製原戸籍又は除籍）に記載されている方全員の電子証明		通

※最近（1ヶ月以内）に戸籍の届出をされた方はお書きください

●戸籍の種類：婚姻届・出生届・死亡届・転籍届・その他（ ）

●届出日： 月 日（届出先： 区・市・町・村）

※本籍、筆頭者が違う戸籍も必要な場合はご記載下さい。

その他の戸籍	本籍	筆頭者氏名	通
	本籍	筆頭者氏名	通
	本籍	筆頭者氏名	通
	本籍	筆頭者氏名	通

受付	作成	確認

本人確認欄
個・免・旅券・在留・特永・障 その他（ ）

広域戸籍	広域符号
広域除1	符号除1
広域除2	符号除2

戸・住・印・住表・転・課・納・仮No.・外・諸

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。

(代理人の方は請求できません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

4. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には

広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※本籍地市区町村へ確認が必要な場合があります。日曜窓口や閉庁時間間際の請求の場合、当日中にお渡しができない場合があることをご了承ください。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。